事務連絡

令和７年８月２７日

　都道府県

　各　指定都市　障害保健福祉主管部（局）　御中

　　　中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」の国庫補助協議（２回目）に

ついて（依頼）

平素より、障害者保健福祉行政の推進に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

先日、「「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」の国庫補助協議について（依頼）」（令和７年５月１日事務連絡）により国庫補助協議を行ったところですが、追加で２回目の国庫補助協議を実施することといたしました。

つきましては、別添を御参照の上、以下の提出期限までに計画書等の御提出をお願いいたします。事業を実施しない場合もその旨を御連絡ください。

　なお、御照会事項がございましたら、お手数おかけしますが以下の照会先にメールにてお問合せいただきますようお願いいたします。

提出期限：令和７年９月12日（金）正午【厳守】

提出先メールアドレス：fukusa@mhlw.go.jp

|  |
| --- |
| 【照会先】ＴＥＬ：03-5253-1111厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課●介護ロボット等に関する照会福祉サービス係　富澤、田邉（内線：3091）E-mail：fukusa@mhlw.go.jp ●ＩＣＴに関する照会訪問サービス係　押尾、疋田（内線：3092）E-mail：houmon@mhlw.go.jp ●介護テクノロジーのパッケージ型に関する照会福祉サービス係　富澤、田邉（内線：3091）訪問サービス係　押尾、疋田（内線：3092） |

別添

「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」

（作業要領）

１　目的

　　本事業は、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務負担効率化を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害福祉事業者が介護ロボットやICTを導入する際の経費等を支援することを目的とする。

２　実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

　　なお、都道府県等による導入促進の事業は、都道府県等が事業を適切に実施することができると認める団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

３　基準額、対象経費、補助割合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　区分 | ２　事業名 | ３　基準額 | ４　対象経費 | ５　補助率 |
| 直接補助事業 | 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業 | 介護ロボット等の導入支援・障害者支援施設１施設あたり2,100千円・グループホーム１事業所あたり1,500千円・その他事業所１事業所あたり1,200千円 | 介護ロボット等の導入支援の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）、補助金 | 国１２都道府県等１２ |
| 都道府県等によるロボット等導入促進１自治体あたり2,530千円※コンサルタント等の事業については、１事業所あたり300千円 | 介護ロボット等の導入支援の実施に必要な謝金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 | 国１２都道府県等１２ |
| ICT導入支援１施設又は事業所あたり1,000千円 | ICT導入支援の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金 | 国１２都道府県等１２ |
| ICT導入のための研修事業284千円 | ICT導入のための研修事業の実施に必要な謝金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 | 国１２都道府県等１２ |
|  | 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援１施設・事業所あたり10,000千円（１）介護テクノロジーのパッケージ型の導入に伴う経費（２）見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費 | （１）について介護ロボット等の導入支援の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）、補助金ICTの導入支援の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金（２）について見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金 | 国１２都道府県等１２ |
| 間接補助事業 | 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業 | 介護ロボット等の導入支援・障害者支援施設１施設あたり2,100千円・グループホーム１事業所あたり1,500千円・その他事業所１事業所あたり1,200千円 | 介護ロボット等の導入支援の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）、補助金 | 国１２都道府県等１４事業所負担１４ |
| ICT導入支援１施設又は事業所あたり1,000千円 | ICT導入支援の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金 | 国１２都道府県等１４事業所負担１４ |
|  | 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援１施設・事業所あたり10,000千円（１）介護テクノロジーのパッケージ型の導入に伴う経費（２）見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費 | （１）について介護ロボット等の導入支援の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）、補助金ICTの導入支援の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金（２）について見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金 | 国１２都道府県等１４事業所負担１４ |

４　介護ロボット等における補助対象として想定される機器の例は、以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| （１）移乗介護 | ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器 |
| （２）移動支援 | 障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器 |
| （３）排泄支援 | 排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器 |
| （４）見守り・コミュニケーション支援 | センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器やプラットフォーム、コミュニケーションを支援する機器 |
| （５）入浴支援 | ロボット技術を用いて入浴におけるケアや動作を支援する機器 |
| （６）機能訓練支援 | 身体機能や生活機能の訓練における各業務（アセスメント・計画作成・訓練実施）を支援する機器 |
| （７）食事・栄養管理支援 | 食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器 |

　なお、利用者の居室におけるプライバシーに配慮されていない監視目的のカメラや、施設・事業所への設置に際し工事を伴う機器、補装具等に相当する機器等は対象外です。

５　留意事項

　　介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の申請にあたっては、介護ロボット等とＩＣＴを複数組み合わせることで、介護ロボット等やＩＣＴを単独で導入するよりも効果が見込まれるような関連性のある機器が対象となります。

６　執行方針

実施要綱の内容に基づき採択の可否を検討します。

　※初回協議で施設・事業所の補助上限額未満で採択された事業所は、差額分について

再度申請が可能である。

例：グループホームを行うＡ事業所が初回協議において介護ロボット等の導入支援で所要額100 万円で採択された場合は、グループホームの補助上限額150万円との差額である50万円を限度に再度申請が可能。

７　提出書類及び提出期限

「02所要額調査票（障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業）.xlsx」及び参考書類（パンフレット等及び見積書（原則２社以上））を添付のうえ、令和７年９月12日（金）正午までに電子メールでご提出ください（締切厳守）。

提出先メールアドレス：fukusa@mhlw.go.jp